

## 討論（質疑・応答）

司会（松波）

樋口美佐子先生から石村先生へのご質問です。

非営利法人の要件のあり方に9項目が並んでいます。石村先生のレジュメ6頁の⑤と⑥の項目ですが、⑤というのは、「その活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的としたものではないこと」、⑥は「その活動が特定の公職者（候補者を含む）または政党の推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと」とありますが、この項目についてお尋ねしたいと思います。

アメリカの連邦法に、特に⑤⑥を合体した条文があります。この条文については議論が分かれているのですが、特に宗教活動や政治活動を「主たる目的」とするものではないという項目は、未だこの部分に触れた連邦最高裁の判例はなく、条文は存在するものの「主たる目的」の意味は明らかではありません。日本では、この⑤⑥についてある程度の見解を持って要件化しようとしているのでしょうか？ また現実問題として要件化される可能性はどの程度あるのでしょうか。

石村耕治先生

今の樋口さんの方からご質問を頂いたことは、わたくしのレジュメの6頁にあります。現行の特定非営利活動法人（NPO法人）が、法人格を取得する際の要件です。その要件とは、⑤NPO法人が政治活動、宗教活動を主たる目的とするものではないこと、それから、⑥その活動が特定の候補者、候補者を含む政党の推薦支持反対を目的とするものではないことです。アメリカでは連邦の課税除外特典を得る段階で、この審査をやっています。日本の場合は、これを法人法においてやっています。ですから、NPO法人の場合、宗教活動をしたのなら宗教法人でやりなさい、それから政治活動をしたいのであれば政治団体

等でやりなさいという意味になります。したがってNPO法人は、宗教活動や政治活動が主たる目的であると、法人格は得られないということでもあります。

それから⑥の方は、「主たる」という要件がありませんから、とにかく特定の公職候補者への集票活動をやってはいけないということです。アメリカの場合は、州によって法人法が違いますので、連邦税法でこのような規定をしています。今後、公益法人制度改革で新たな非営利法人がつくられる場合、現行のNPO法に倣って、こうした要件を法人法に設けるかどうかということが問題になるわけです。ですから、法人を設立する段階で、このような要件を入れるとすると、例えばこのような要件が将来、宗教法人法の改正につながり、宗教法人は政治活動を主たる目的とするものではないこととか、礼拝施設、宗教施設で候補者の推薦などの活動をする、課税特典が取り消されるという仕組みになっていく可能性があります。ですから、そのような仕組みが今度制定される非営利法人法の中にどのように組み込まれるのか、もし組み込まれるとすると、宗教法人法の改正にもつながり、それが政教分離上どのように捉えられるのかという問題が出てくるのが想定されます。これが幸せの方向なのか、不幸せの方向なのかはわかりませんが、宗教団体と政治活動の関係がどうあるべきかということに関しては大きな問題があります。今回の改革で非営利法人法の中にこのような要件が取り入れられるとするならば、将来的に宗教法人法レベルでも議論されなくてはならなくなります。これをアメリカのように税法の規定で行うのか、法人法の中に入れるのかは政策選択の問題であります。そのときの政治情勢にも左右される問題ではないかと思われます。おそらく、公益法人原則課税の意味は、「自社さ政権」の時には、究極のターゲットは特定の宗教団体であったわけですが、今回に関しては必ずしもそういう状況ではございません。ですから原則課税という問題は、現在の場合は特定の宗教団体をターゲットにするという意味ではないと思います。

アメリカにおいては、礼拝施設において選挙活動を許すかどうかという大きな問題が最近ございますが、これについてわたくしは論文を書きました（拙著「アメリカの宗教団体に対する政治活動規制課税制度」白鷗法学21号〔2003年5月〕所収参照）。やはりアメリカでも大きく議論されております。憲法上の問題

と、それから礼拝施設において選挙活動をする場合においては、原則課税ということに変更しようという動向と、変えないという動向の二つがあるわけです。将来的にはわが国においても大きな政治課題になってくるのではないかと思っております。今回の公益法人制度改革に関して言えば、現段階では表面的にこの問題はとりあげられていないようです。

## 司会

何か疑問などよろしいでしょうか。ありがとうございます。次は弁護士山口広先生から石村先生、玉國先生に対する質問です。

宗教法人収益の非課税は、実質的には宗教法人に対する補助金付与であって、特定教団の「公益性」は認められないのであるから非課税は廃止すべきとの論者がおります。これについて税法の専門家はどのような議論を行っているのでしょうか。なお私個人としてはこの問題についての持論は現在のところ持ち合わせておりません。

## 玉國文敏先生

税法の専門家がどのような意見を持っているのかということに関しては、例えば北野弘久先生はご質問者のご発言の趣旨と同様のことをおっしゃっています。わたくし自身としては、以前にジュリストの1081号で「宗教法人と法」の特集があった時に「宗教法人課税のあり方」という論文を出しております、その中では「基本的には、宗教の捉え方にもよるが従来のを基礎とする限り宗教活動の公益性を全面的に否定することは實際上困難であり、また不適切である」という意見を表明しています。ただ宗教を含めて何を公益と判断するか、あるいは、何が公益の名に値するかは、その活動内容によって決められるべきであり、日本のように宗教の伝統はあるにしても、宗教を公益として捉える伝統の少ない国においては、なお議論が同様の形で出されるのではないかと思っております。この点は、公益性についての事前審査をする場合でも同様だと思われれます。

## 石村先生

宗教法人の「原則非課税」制というのは、収益事業は課税となっておりますので、宗教活動や公益事業、すなわち非収益活動への非課税ということです。

それでは、どこに、この「原則非課税」の根拠はあるのでしょうか。

一つの有力な考え方として、政教分離説があります。政教分離説では、宗教活動に課税するとなると、宗教法人の宗教活動に課税権力が介入する事態も出てきます。一方で、課税しないとすると、税制を通じた補助金を与えると等しいことになる懸念があります。したがって、どちらの公共政策を選択するのが最適なのか問題になります。現在はアメリカにおいても、宗教法人の宗教活動についてだけは非課税措置をとっています。これは、一つの考え方として、課税権力が宗教活動に介入してはいけない、したがって権力が介入しないようにするために課税除外とするという考え方です。おそらく、広い意味で宗教団体は公益性があるともいえます。しかし、歴史的に見ると場合によって、宗教団体は時の権力に刃向かうこともあるので、権力と一緒に考えなければ公益ではないのか、あるいは権力と一緒にあれば公益であるのかとか、いろいろと問題になるわけです。例えば戦争が起きれば宗教団体が戦争に反対するという行動を見るとき、私には非常に公益性があるものと見えます。しかし、他方から見るとき、このような政府に反対するような団体になぜ、公益性があるのかということにもなります。宗教活動を非課税とすることの主たる根拠を、公益性よりも、むしろ政教分離に求めるべきだと思います。つまり、政教分離というスタンスから見ていくと、課税することによって権力が介入するよりも、課税しないことによって信教の自由を守ったほうが、より良いのではないかという政策の下に現在はあるのではないかと思います。これは公共政策の選択の問題ですので、時の政権がどのように考えるかという点に非常に左右されます。基本的にアメリカもわが国も、宗教団体の非収益事業、特に宗教活動に関して課税をしないということは、おそらく政教分離の原則が根底にあるのではないかなと理解しております。

司会

次に生長の家の久保文剛会員よりご質問がございます。

公益法人の原則課税化の問題では、人格なき社団および公益信託制度との公平性が問題になるのではないかと思いますがいかがお考えですか。

玉國先生

ご質問のご趣旨をまだ良く検討致しておりませんが、まず考え方としては、人格なき社団と公益法人等を区別して取り扱うべきかどうかという問題があるのではないかと思います。フランス等では人格なき社団を個人として扱うという傾向があるようですが、日本では、法人の方に引き寄せて制度を組み立てており、その辺の問題があると思います。

公益信託制度との関係では、寄付者の意図をどこまで税制で重んじて、寄付者の公益に使って欲しいという意図の実現を図るかという問題があると思います。この点については、従来の財団法人をめぐる議論などでも言及されておりました。日本の場合は制度がまだまだ充実した状態ではありませんが、公益信託の制度をもっと発展させたほうが良いのではないかと思います。繰り返しになりますが、前半の人格なき社団等については、公益法人等とのくくり方の中で議論してしまっているのかどうか、それと公益法人等として同じ扱いをしてしまっている今の扱いが果たして妥当かどうかが問われるべきであると思います。後者については、相続税も同様であります。いずれも公益信託制度の問題として、従来の公益法人課税の問題とは切り離して議論していくべきではないかという気が致します。

石村先生

原則課税化の問題に関連して、人格なき社団は原則非課税であります。それは収益事業をやらない団体に関しては原則として税金がかからないということですが、極端に言えば人格を持った瞬間に課税になるというのではおかしいと思います。それから人格なき社団、任意団体の場合は原則非課税でありますから、法人格を持っただけで課税するという考え方はおかしいから当然には課税

しないというのが日本の考え方であります。ところが、アメリカなどは人格なき社団は原則課税なわけでありますから、逆に法人格をもって原則課税でも良いのではないかという議論が出るのであります。これはマンションの管理組合法人などをみればよくわかります。管理組合ですと、任意団体ですから原則非課税ですね。ですから収入はすべて課税対象にならないわけです。ところがこれが法人格をもって管理組合法人になると、いきなり課税になるのはおかしいわけです。ですから区分所有法という法律の中に管理組合法人については法人格を持って課税をしないという課税除外の規定が置かれています。同じように、現在の公益法人原則非課税というのは、そのような日本的なバックボーンがあるので、その部分をいかにしていくかということを考えていかななくてはならないのです。それと原則非課税と申しまして、全く課税されていないのかというところでなくて、原則非課税というのは営利法人並みに課税しないということであって、ですからその辺の認識をどうするかということです。政府税調で、さわやか財団の堀田弁護士が、「人格なき社団が原則非課税であるから人格を持っただけで課税になるのはおかしいのではないか」という議論をしたら、財務省の役人が「将来は、任意団体もすべて原則課税にしますから大丈夫ですから」と言ったという事実を耳にしましたが、それは問題ではないかと思えます。

公益信託の制度については、それ自体が人格を持っているわけではないのでどの段階で課税するのかという議論があるので、どのような感覚で捉えられるのかというのは私もすぐには答えが出ません。ただ様々な形態がありますので、公益信託は簡易でありますから使い方によっては財団法人なんかよりも便利です。ですから公益信託が広く活用されなくてはならないと思っているわけです。

## 玉國先生

石村先生のご説明で前半の部分を聞いておりました、私の考えと違うところがありましたので一言だけ補足させていただきたいと存じます。

所得課税の原則から言いますと、収益法人であろうが非収益法人であろう

が、所得が生じている以上、課税するのに理論的には問題がないと思います。また、人格なき社団であろうが、個人であろうが法人であろうが、所得が生じた以上課税するというスタンスで課税をしたとしても理論的には間違いではないだろうと思います。ただ、政策的な観点から公益法人等については特別の取り扱いをしております、現在の政策的な判断が人格なき社団等にも及んでいるのだらうと思います。先程の、マンションの管理組合のケースを引き合いに出して、現在まで人格の無かったものが人格を持った瞬間に課税されるのはおかしいという石村先生のお話ですが、私自身は、マンションの管理組合の場合には、所得を得ているのではなくて、預かり金つまり将来の工事資金等の代金のために預かっているお金、または維持管理のための費用をストックしているだけであって、そこにおいては所得を生じていないのではないかと考えています。所得が生じているとすれば、たとえマンション管理組合であっても、当然課税の問題を考えても理論的にはおかしくはありませんが、現行法では、政策でそれを切り分けているだけだと思います。私個人は、そのように感じます。

## 司会

ありがとうございます。次に弁護士山口広先生から石村、玉國先生へのご質問です。

公益法人傘下の株式会社、有限会社の取締役公益法人の役員を兼任することを規制する現行の通達がある。その狙いは何でしょうか。

## 玉國先生

わたくしも推測で話している場合も多いのですが、例えば公益法人等の非収益事業について、課税しないことの一つの根拠は、いわゆる役員等に対して利益を分配していないことにあると思います。現実に制度自体もそのように組み立てられています。例えば中間法人などは、その分配が行われるということを経由してむしろ原則課税の方向に進んでいます。その点では、例えば公益法人が株式会社を有していて、その株式会社の方で分配がなされるということになりますと、法人の留保利益が公益法人をパイプとしながら利益の分配のほうに実

際に利用されてしまうという危険性があるので、それに対応するための措置なのかという推測を持っております。あくまでもこれは推測でありまして、本当にそうであるかは確認しておりません。

#### 石村先生

わたくし自身もこの点について、明確な研究もしていなければ、どうしてこのようなことがされるのか、まあいろんな政策的な意図はあると思われませんが、分かりかねますので、ここでは即答を避けさせていただきます。

#### 山口先生

平成8年にこのような通達が出て、これまで当たり前のように公益法人の団体の役員が傘下の有限会社、株式会社の取締役等に就任していたわけですが、最近運用が厳しくなっているものですから、先ほど石村先生のお話にあったこととリンクした動きであるのかと危惧したものですからお聞きしたわけです。

#### 石村先生

公益法人（民法法人）については、ガバナンス（法人統治）が重い課題になってきています。宗教法人も例外ではありません。宗教法人の場合では、収益事業への税務調査を口実に法人本体の宗教活動にもその調査が及ばないように、収益事業を分離し、営利法人（株式会社）化して行く傾向も見られます。例えば、収益事業として出版業を営んでいる場合に、それを切り離して、株式会社にしてしまうわけです。ただ、一方で、この場合、宗教法人の責任役員がその会社の取締役を兼務しますと、不透明な取引などが行われる可能性が高まります。公益法人の場合も、兼務禁止は、やはりガバナンスの確保がねらいでしょう。つまり、公益法人の方で理事になる一方で、株式会社の方で取締役になるのでは、内部者取引、利益相反行為をコントロールするのが難しくなるからでしょう。宗教法人のみならず、学校法人でも、いろんな株式会社を作っているケースがあります。例えば歯学部をもっていると、歯医者資材から教材ま



ですべてを手配する法人を持っている場合もあります。理事が取締役を兼務して報酬を取ったりしていますが、そこでは独立当事者間取引のルールがありませんから、適正な額で取引が行われているのかどうか分からないといった問題があります。公益法人の場合も、兼務禁止を求めるのは、その辺の問題はあるからではないでしょうか。

## 司会

次に大石先生あての早稲田大学神尾将紀先生のからの質問です。

個人情報保護法と宗教のコンテキストにおいて、権利ないし利益の対抗関係、すなわち、誰の権利・利益と誰の権利・利益が、どのように衝突しているかについて具体的事例などがあれば、それを通してより詳しくご説明いただければ幸いです。

## 神尾先生

私の専攻が憲法ですのでお聞きしたかったのですが、例えば大石先生が、一つの例としてあげていただきました、「秋田魁新報」の場合でいえば、「秋田魁新報」という私人が、新生児の親のプライバシーを侵害した、ということでしょうか。それで私人対私人で、そこに個人情報保護法みたいな形で国家が介入して、「国家による自由」のような構造で、ドイツ流に言えば「基本権保護義務論」みたいな話しなのかよくわからないのですが、そのような状況と理解したのですが、宗教団体とか、宗教というコンテキストで言えば、どのような関係になっているのかを、もしわかりやすい例があればご教授いただきたいと思います。

## 大石泰彦先生

私人間の紛争とか私人間の利益の対立において、人権ということが出てくるか、つまり私人間効力の問題は措いておくとしまして、今おっしゃった説明に則っていえば、個人情報保護法における問題は、一方では、そう名づけていいと思いますがプライバシーの問題と、信教の自由の問題が、対立し調整を必要

としている問題であると思います。具体的にどういう事例が考えられるかは、わたくしもすぐには思い浮かびませんが、例えば宗教の勧誘のために一軒一軒戸別訪問をするという状況で、それに対して非常に反発をしたり反感を強く持ったりする人がいるということがよく言われます。それに対して一方は宗教を布教するという憲法上の権利を行使しているといい、また一方はそんな行使はやめてくれ、家にいていきなりドア越しに人生や死について語られたくないし、そういう人を排除したいという、こういうことは日常的にありえます。ただ、それを権利と呼ぶかどうか、そういう問題になってくるとまたいろいろと議論があるかと思えます。

## 司会

東京基督教大学櫻井圀郎先生からの質問です。

個人情報保護法の適用除外となる報道、学術、宗教、政治についてはその解釈・適用に疑問と危惧を感じております。報道に関してはマスコミ界からの大きな反対運動の結果、詳細な修正が行われましたが、他については原案通りになりました。法解説にいう宗教団体あるいは宗教的活動の定義は、法人格付与を目的とした宗教法人法の定義を流用するものであり、不適切であります。実際に問題となった場合にはそれすら変更される可能性も大きいものと考えられます。学会として明瞭な線を示していく必要性を痛感しておりますが先生はいかがお考えでありますでしょうか。

それに関連してと思いますが、教室では「聖豆腐教」をたとえて学生に示すことがあります。欧米と異なり日本では、宗教の定義は全く存在しませんので、自ら宗教を名乗ればそれを否定する根拠はないことになります。豆腐屋さんが宗教団体「聖豆腐教本部」を名乗り、大豆を「聖お豆様」と呼んで礼拝し、健康の源泉として毎日御神体の仮現体である豆腐を共食（聖餐、直会）するものとし、客を信者として豆腐を下付してお布施を稼ぎ、伝道布教活動と称して豆腐を売って（売るのではないと主張するが）回るのは、明らかに豆腐屋さんなのですが「宗教だ」と主張したら否定できません。このようなことも含め、考察が必要であるように思われます。大石先生への質問であるとともに学会会

員の諸先生方に対する提言でもあります。運用次第で広くもなれば狭くもなるものについて、学問的次元から宗教性を付与していく必要性を感じています。

### 大石先生

聖豆腐教のことはよくわかりませんが、大事な問題であると考えております。つまり、第一項、報道の適用除外の場合ですと、報道機関という形で放送局、新聞社とがとり上げられていたわけですが、これに対してフリージャーナリストが非常に強い抗議をしたわけです。フリージャーナリストの活動がこの場合の適用除外にならないというのは、言論の多様性、フリージャーナリストが果たしてきたこれまでの役割ということを考えた場合に、これはフリージャーナリストつぶし、報道統制であるということです。その結果、ご覧いただいたとおり報道を業として行う個人も適用除外の対象となるという項が挿入されたわけです。そういうことから考えて、わたくしは宗教問題の素人でありますから、現行の宗教活動、布教活動あるいは宗教団体の活動がどのように行われているかの詳しい知識をあまり持っておりませんが、私の素朴な考え方を言えば、宗教というのは、非常に個人の信念あるいは個人の内面の中核から発するものであるとの素朴な印象を持っています。そうであるなら宗教団体だけが保護の対象となって、宗教活動を行う個人が、この場合に適用除外にしないとすると、何かそれはおかしいのではないかと思います。この点については、宗教法の世界でどの程度の議論があったのかなということを知りたいわけですが。確かに豆腐教の話しではありませんが、個人の宗教活動について何かを決めるのは難しいことでもあります。自分が宗教と言えなくても宗教になってしまう危険性も確かにあるかと思えます。ジャーナリストの場合ですと各国でジャーナリストを決める定義がありまして、フランスでは全収入の中に占めるジャーナリストとしての収入が一定以上であることつまり主たる収入がジャーナリスト収入であるときにジャーナリストとみなされるということになっています。しかしこれに対しては大変批判が強いです。つまり売れないジャーナリストは保護されないのかということでもあります。わたくしが考えていることは、マスメディアの行う報道活動に一定の知的貢献を行うものをジャーナリス

トと定義するというやり方です。この知的貢献というのが非常に難しいことではありますが、物的貢献ではなく知的に貢献すること、取材を行って情報収集すること、あるいは文章を書くなどをはじめとしていろいろあると思いますがそれらを基準、指標にしていけば良いのではないかと感じております。

宗教者ということをどのように定義するかは難しい定義であって、わたくしの手に余る問題であります。本来的にはこの適用除外を受けるべきものは宗教者であって、宗教者というものをどのように定義していくかを議論していかなくてはならないのではないかと感じております。

### 櫻井先生

一つだけ外れた部分がございます、確認させていただかなくてなりません。「秋田魁新報」事件の場合、新聞報道では個人情報保護法案の適用除外に対する挑戦みたいなことが言われていますが、実際適用しているのは広告局であります。これについて新聞について規定はありませんが、テレビの場合は番組とCMという、放送法によってCM規制がありまして番組とCMは厳格に区別されることになっております。それと同じようなことが、郵便法の定期行物などでは記事と広告の区別は出てきますので、そういった観点からも広告局の行動を「報道」としてしまうのは少し問題であるのではないかと感じております。それから宗教法人法の流用の件に関してですが、宗教団体であるとか宗教活動であるとかの問題が出る時に行政庁は、時おり宗教法人法の定義を持ち出すわけがございますが、宗教法人法の定義は宗教法人のための定義です。たとえば問題になるのが、礼拝の施設を有するということとあります。なぜなら宗教法人法の目的そのものが礼拝施設その他の財産を所有することを目的としているわけですから。その辺が絡んでくるわけですが、実際には礼拝の施設を有さない宗教団体が十分ありうるわけですし、実際にそういう活動を行っている団体も多々ございます。

宗教法人あるいは宗教の定義というのは、確かに必要であろうと考えております。個人情報保護法案が提出された段階で、わたくし自身としては、マスコミ関係者、宗教関係者それぞれの新聞で警告を発したつもりですが、報道関係

者のほうはかなり反応してくれました。その結果詳細な議論がなされ、報道について十分とは言えませんがそれなりの定義がされました。それに対して宗教、学術、政治に関しては一切ないので、自分がそうだとやってしまえばそうになってしまうということになります。そこで、われわれとしての主張というものははっきりしていく必要があるのではないかなということひとこと付け加えさせていただきました。特に主観的ではなくて客観的に規定するということが、われわれ法律家としては法適用に関して重要なポイントではないかと思っております。

### 石村先生

逆に、わたくしは「宗教」とか「宗教活動」というものを法的に定義してしまうのは危険だと思います。アメリカなどでも、こうした意見が強いわけです。また、例えば、礼拝施設を備えることを宗教法人設立の要件にすることなども問題だと思います。もちろん、わが国の宗教法人法では、客観的な基準を定めたかったのが理由なことは分かりますが。ともかく、世俗法で「宗教」とか「宗教活動」とかを定義することは避けなければなりません。むしろわたくしは、それは危険ではないかという認識を持っております。わたくしは主観的に宗教であるといえば宗教で良いのではないかと思うわけで、あと別の問題が出てきたときには公序良俗などの世俗法で議論していけば良いと思います。それを、宗教とはこうしたものだとか、お豆腐をあがめて宗教をやるというのも、それはそれで公序良俗に反しない限り、公権力が介入するべきことではないのではないかとわたくしは考えているのです。

### 総括（棚村先生）

総括する立場なので、質問を避けてきたのですが、石村先生にも大石先生にもお聞きしようと思います。例えば信者さんに寄付を集めるために宗教団体が名簿を信者に渡して布教活動をするということ、ただそれには、布教活動だけではなく寄付を集めたり物品の販売なんかのことをしたり、いろいろな形を持って実際は名簿が、目的を変え特定して利用を制限しようというのが今回の

趣旨ですから、そういう時に選挙活動にも実情として使われたりといったことが起こったとすると、そうするとやはり個人情報保護法との関係では宗教活動およびこれに付随する活動に、供する目的でという時に、わたくしも先生のおっしゃるとおり、自浄作用として内部規則を定めてはっきりさせて社会に対してアピールして抑制していくというのが一番ふさわしいと思うんです。ところがその歯止めが自分たちでルールも作らない、あるいはいい加減に運用している、宗教活動というのを隠れ蓑にして、いろいろな情報なんかを自由に、本来の法の趣旨と違う形で悪用する人達が出ないとは限らないです。その時に、ある意味で自主規制というだけで良いのかという問題が出てくると思うわけです。ですから、その範囲では櫻井先生がおっしゃったように、大枠の議論をそこでして、もちろんそういうものは自主的なものが形成されて、法的な規範という形をとらなくても明確に示されているというのであればいいですけど、それぞれの宗教によって自分たちの活動の範囲は、かなり理解が違う可能性も出てきます。そうすると個人情報を流出したりする側、同意があれば問題ありませんし、法律の根拠があれば良いと思いますが、目的に沿ってではなくて、目的外に使われたという場合に、やはり宗教活動の範囲とか付随するものの範囲なんかを、本来は自分たちがもちろん決めるべきですが、決める動きがないままに法律が出来てしまった場合にどうするかということです。

石村先生

棚村先生に、逆に僕が聞きたいのは、それを役所が全部決めればよいという考えですか？

総括（棚村先生）

いいえ違います。

石村先生

そうすると、そういう場合に権利が侵害された人が出てきた段階で、裁判で争い、判例を形成していくというのが一番いいと思います。そのための弁護士

をいっぱい作るための司法改革しているのに、それをまた役所に一生懸命依存しようとするのか、役所がモデルガイドラインを作ったりすることはいいとしても、それは今までやってきたやり方そのものです。日本はまさに大きな政府で、法律を作るのも行政がやる、裁判の機能も全部行政がやってしまう、本来の三権分立というものをしっかりしなかった国家だったものを、これからは司法機能は司法でやる、そのために弁護士が必要な場合は法科大学院を作って年間3000人ほど作るというわけです。やはりこういう問題については役所が線引きするのではなくて、民間が民間でお互いに裁判を起こしながら、その中で基準を定着させていく方向で行くべきだと思います。なんでも私たちは役所に依存したがる。役所が出てくると安心するのですが、多分それはちょっと棚村先生のお考えが間違いではないかなと思います。

#### 玉國先生

繰り返して申し上げます。行政（公）がこれまで果してきた役割は決して小さくなかったわけですが、民が、今の段階で、公の果してきた役割のすべてを担当できるかという点、信頼感その他の点で、どうしても不安を払拭することができません。それが、私が性善説に立てない最大の理由です。今は過渡期でして、将来のあるべき制度の構築に向けて、民と公とが互いに模索している状態ではないでしょうか。また、ご発言のご趣旨では、裁判の果す機能に対してかなりの期待を抱かれているようですが、裁判で争われるのは個別的事例にとどまりますので、全体的解決を図るのに、裁判は必ずしも最善の方法ではないように思います。役所への依存体質を改めるべきだという点では、わたしも同感です。

#### 総括（棚村先生）

間違いというよりね、先生ね、宗教団体というのも組織ですよ。そうすると個人情報保護の取り扱いが自浄作用になる可能性がある。つまり、個人が訴訟を起こせという事ですが、現在そんなに弁護士さんのところへ行って訴訟を簡単に起こすとかいうことは、かなりいろんな決意がいるし、もちろん将来

的にはわたくしが期待しているのは、こういうことに対して、宗教活動の自主的な規制のガイドラインなんかを宗教界が立ち上がるようなアナウンスをしつかりしていく。もちろん宗教の定義も出来ないし、宗教活動の定義なんかも宗派によってもいろいろちがいますから、そんな詳細なことできません。ただわたくしがいつも言っているのは、認証とかいうものも内規ではもうオウム事件あたりからものすごく厳しくなって、新しい宗教法人がなかなか法人格を取得できないのです。これは、ある意味では認証基準なんてなくて良い、準則主義だけで良いというときに、基準が明確化されないために、行政が非常に強く働く、だから宗教活動もある面では宗教活動を除外した趣旨が生かされないような、非常にきつい縛りで、ほとんど個人情報については宗教活動であると特質性を考慮しないようないろいろな運用とかにならないとも限らないので、何かのガイドラインなんかを、行政が作る必要はないと思うし法律で定める必要もないと思うが、ただそれを促す努力をどこが、誰がするんですか。

## 石村先生

官民規制という形にならないで、民民規制という形の仕組みをどういうふうにするかというのが基本的な問題です。ですから私はどこかで規制するというのは必要であると思いますが、いろいろなカルト宗教がでてくるからといって、これはカルトだこれはカルトではないというふうに、ある団体が選別したりということは、僕ははっきり言うてはいけないことだと思います。その団体が、もし世俗法に違反しているならば、徹底的な警察規制をすれば良いわけであって、それを宗教法だとか行政に依存するということは、政教分離の基本的考え方からすると、どうも相容れないのではないかなという風にわたくしは思います。信教の自由というのは、絶対的な自由として認められているわけですから、これを尊重した上で、世俗法に反する部分については世俗法で規制をしていくという考え方であって、何が宗教であるのかといった基準をつくらないほうが健全な社会が出来るのではないかなと思います。宗教もいろいろ出てきて新陳代謝が起きて良いわけであって、それが既存宗教だけは良いといって固定化してしまつて新陳代謝が起こらない仕組みというのは、僕は怖いと思いま



すよ。

#### 総括（棚村先生）

先生ね、さっきおっしゃっていたので、物品販売の例に戻しますよ。先生は先ほど、収益事業は宗教活動と区別されるとおっしゃいましたが、僕はその基準をいま言ってくださるのだと思って、包括的には言っていたんですが、経済活動はやはりだめだと。やはり本来の宗教活動に沿ったものでないと先ほど雑談でおっしゃっていましたから、このあたりの基準を先生は明確に示していただけなのかと思って言ったわけです。

#### 石村先生

おそらく宗教法人というのは宗教活動のほかに公益事業、収益事業をやっているわけですが、収益事業については法人税法を基準としてみるか、それともそうではなくて宗教法人法にいう収益事業としてみるかという問題があります。宗教団体あるいは宗教法人は原則非課税です。つまり、宗教活動は非課税でも、収益事業、正確には税務収益事業には課税されます。つまり、宗教法人法上の宗教活動でも税務上は課税になることがあるわけです。つまり、宗教活動を装って収益事業を営んでいるとしたら、課税されるわけです。ただ、こうしたことが多発するとすれば、これは本来宗教界で対応すべきことであり、出来るだけ自主規制で行くべきだと思います。それで自主規制がどうしてもないときは、壇信徒のほうが普通の司法解決を求めていくほうが、役所が介入していくよりは正しいのではないかと僕は思います。

#### 総括（棚村先生）

それを聞いたかったのです。

#### 司会

先ほどの、櫻井先生のご質問の中で「秋田魁新報」の新生児誕生の広告ですが、これについて報道機関というよりは、広告ではないか、だから問題が違う

のではないかというご指摘がございましたが、これについて大石先生のほうから何かコメントがあればお願いします。

## 大石先生

なぜ、今回個人情報保護法の問題にならなかったのかというのは、これは個人情報保護法の中の個人事業者に対する義務規定の適用は2005年から始まるのであって、その分についてはまだ適用が始まっていないという状況がありまして、そこで直接的に役所が乗り出してくるということは基本的にはなかったわけです。しかし、では2005年になれば役所が乗り出してくるかどうかということ、基本的に政府の見解は、報道目的であるかどうかということ、つまり新聞社の事業のうち報道目的のものはなにかということを決めるのは、基本的には報道機関自身であるということは何度も繰り返し明言しています。ですので、「秋田魁」が、これは報道目的であるので、自分は規制を受ける謂われはないという主張をすれば、これは基本的には今までの説明どおりであればそれで終わり、ということでもあります。もちろん努力義務がありますから、その点については何らかの改善策をとらなくてはならないということが出てくると思います。ただ、このような解釈に対しては、わたくしは非常に疑念を持っております。それは、現在各新聞社は、景気が良いところもありますが、あまり景気の良くないところもございます。地方紙などは生き残りをかけていろいろな経営対策を行っております。その中でひとつ出てきておりますのが事業の多角化ということです。その事業の多角化の中では、例えば新聞販売店を有効に使えないかということで、販売店に防犯機能を持たせるとか、宅配便をやらせるとかあるいは食材を配達するとかいろんなアイデアが出てきております。そうしますと、こうしたことがすべて報道目的で行われているとは、到底見ることが常識的に考えて出来ないと思います。さらにいえば、こういうことを新聞社がやっているからといって報道目的というふうに解釈してしまうと競争の不公平という問題が出てまいります。既存の業者は個人情報保護法に則ったさまざまな施策をとらなくてはならないわけです。ですから今後メディアは自分たちのやっている事業の中で報道目的のものは何かということを自ら説明していかな

くてはならないし、その説明が合理的なものでなくてはならないという責任を負ってくるだろうと思います。現在、メディアのあり方を見てみますと、メディアの持っているデータベースが報道目的のものと商売目的のものに完全に分けられて利用されているかという点、これは全然そうになっておりません。例えば、わたくしのもとにもある新聞社から取材が参りまして、その取材を受けたり、ある新聞社主催のシンポジウムに出たりしますと、その新聞社の雑誌でわたくしの母校の特集をやるから、名刺広告を出さないか、については5万円を出せとかそういうことを言ってくるわけです。これはメディアにとってはやばい状況にあると思いますし、メディアが自分たちは報道目的だといえば良いんだというように安心している状況は非常に怖いと思います。これは宗教の場合でも同様に、宗派の人の葬儀ですとかあるいは霊園の経営などは宗教目的の範囲とみなされるけれども、では果たしてどこまでそれがいえるのかということこれからその辺を説明していく責任があるのではないかと思っております。

## 司会

今の「秋田魁新報」の記事に関して愛知学院大学の原田保先生よりご質問があります。新聞記事によれば、新生児情報の提供先に「神社」がありますが、写真店やカタログギフト店に情報を提供することと、神社に情報を提供することとの間に個人情報保護法適用上どのような差異があるのでしょうか。また神社での情報の使用方法いかんによって違ってくるのでしょうか。その他どのような解釈問題が存在するのかご教示くださいとのご質問でございます。

## 大石先生

個人情報保護法によりますと、さまざまな個人情報取り扱い事業者が守らなければならない義務が書いてあります。その中には取得制限という事項がありまして、偽りやその他不正の手段で情報を取得してはならないとあります。もっと言えば情報の主体である本人が知らないうちにどんどん情報が回っていくことは、基本的にこれはあってはならないということです。

そこで、カタログギフト店であっても神社であっても同様に取得制限に形の

上では引っかかってくるわけではありますが、しかし先ほど見ていただいたように神社については適用除外の事項があります。そこで、このことが神社の宗教活動あるいは宗教付随活動、つまり具体的紙面を見てみますと、この広告は初宮参りの広告でありまして、これが該当するかどうかは問われてくることであります。さらにそれに問われないということになってもこういうものを情報取得するときに公権力がそれを妨げる活動をしてはならないと言うことを35条で書いております。ですから、これは適用されるということになると思います。そういう意味ではカタログギフト店への提供と神社への提供は若干違いがあると思います。神社での情報使用方法はどうであるかということですが、これも先ほどから申し上げているように宗教付随活動の範囲がどこに当たるのかが問われてくると思います。個人情報保護法第50条1号の報道に関して言いますと非常に広く解釈されているようでありますが、第4号の宗教に関してはどこまで解釈が広がるのかということは現在の時点でわからないのが実情です。

## 司会

ありがとうございます。原田先生とくに何かよろしいですか。

## 原田先生

ありがとうございます。個人情報保護法35条について主に伺ったわけですが、神社の方での宗教活動そのものあるいは付随活動の範囲は、当然問題になりうるわけですがけれども、その中には、これは付随活動ともいえない全くの副業的な活動に（個人情報）が使われることもありえないわけではないですが、50条では宗教団体が宗教活動のためにという目的の限定もあるわけですが、35条の方では目的の限定がないわけですからこの辺はわたくしも気になっているところです。35条の関係では、神社に情報を渡すことに関して、大臣は介入しないということになっております。そうすると、情報の使い方というのは、もっぱら受け取った神社側の問題とするのかということもするわけですが、ただ宗教活動とは無関係に使用される事が客観的状況から明白な場合であって

も、それでも良いのかという点で疑問も残るわけです。その点、もし何かお考えがございましたら教えていただきたいと思います。

大石先生

おっしゃるとおりだと思います。35条の段階では、使用目的は問われないと基本的にわたくしは考えております。そして個人情報を使ってそれをどう利用するかということについてその利用目的が問われてくるのだらうと思います。このようにわたくしは考えております。

司会

ありがとうございました。それでは最後の質問ですが、生長の家の久保会員から非常に実務的な関心の質問が寄せられております。

個人情報保護法50条1項4号、これは宗教団体の宗教活動あるいは宗教付随活動に関する目的使用に対する適用除外の範囲ですが、この範囲についてさまざまな解釈があるというお話してありましたが、大石先生の見解では以下のような場合はこの範囲に含まれるかどうかを教えてください。

1. 宗教団体が布教を目的として「出版業」を営む場合の「購読者名簿」
2. 宗教団体の公益事業としての「学校」（幼稚園、専門学校等を含む）を経営する場合の「卒業生名簿」

この二つが適用除外の範囲に含まれるかどうかについてご解答よろしく願いいたします。

大石先生

これは実際にどのように解釈されるのかは、わたくしは政府の人間ではありませんのでわたくし個人の考えを申し上げるわけですが、1については、あまり問題はないのではないかと思います。宗教団体が布教を目的として出版業を営む場合の購読者名簿は、宗教団体の宗教活動あるいはこれに付随する活動に供する目的で作っている個人情報データであると解釈されるのではないかと思います。それから2番目は宗教団体の公益事業として学校、幼稚園、専門学校

を経営する場合の卒業生名簿というわけですが、これは少し考えてみる必要があるかという気がいたします。まず3号の大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体、またはそれに属するものという学術研究の用に供する目的というのには、高等学校、幼稚園、専門学校というの、想定されておられませんので3号には該当しないということになると思います。そうしますと4号の、宗教団体が宗教活動に供する目的で、使用しているデータなのかどうかということが問題になってくるわけです。宗教団体が公益事業として、学校、幼稚園、専門学校を経営するという行為が、宗教活動に付随する活動であるといえるかどうか問題であると思います。これは、わたくしもその辺の法制については詳しくありませんからわかりませんが、印象としてはこれも付随活動に含まれるのではないかという印象を持ちます。ただしかし、ご存知のように名簿というのは個人情報としては非常に象徴的な意味がありますので、つまり、名簿流出あるいは名簿の売買ということが大きな社会的問題になってきたわけです。ですから名簿の取り扱いを間違えるということになりますと少し厄介なことになるという気がしております。ただ、感じとしては、宗教に付随する活動と言えるかなという気がします。印象としてはそうですがちょっとわかりません。

## 司会

何かパネラーの中で異論はございますか。この問題は、今後の実際の解釈の中で、と今日のところはさせていただくということにして、最後に棚村先生から総括をお願いいたします。

## 総括（棚村先生）

いろいろ、お聞きしたいこともありました。とくに、玉國先生と石村先生には、現在の公益法人制度の改革というものを、それらが営利法人とか、非営利法人という形で、法人類型の一元化ということを考えているわけですが、法人についてどのように扱っているかという時に、入り口においてどのように設立、法人格が与えられるのかという問題と、それから、中身での活動、組織の

運営の問題、そしてもう一つは出口ということで、もちろんおかしなことを行ったり、目的外であれば解散ということもあるわけですが、例えば学校においてどういう人を入学させるか、中でどのような教育を施すか、カリキュラムの問題とそして成績評価をしてどのような形で、世の中に送り出すかということで、実は今まではばらばらに議論が行われていたんですね。このあたりでも、法人としての運営とか、どういうものに法人としての資格を認めるのかという問題と、税法上どういう場合には優遇するかということをやんちゃで考えていこうという立場と、それから別々に議論をやろうという立場があります。日本なんかはわりと別々に切り取って議論をしているのですが、果たしてそれで良い議論できるのかなという問題も実はあるわけです。

時間がありませんので、先生方が書かれたものやご発言の中で斟酌をさせていただきます。

今回の総括として、個人情報保護法の議論は、宗教法人の外であるいは無関係に一見行われているという様に思われるのですが、実は周辺で非常に大きな法の改正が行われています。これは、宗教法人を取り巻く社会環境とか、あるいは国がどのような形で行政改革、立法改革さらに司法改革に取り組んでいくかという大きな流れの中で、わたくしたちは、やはり、公益法人改革、情報公開とか個人情報の保護そして税制改革のいろいろな動き、逆にいうと宗教法人というものが社会の中でどのような役割や機能を期待されていて、憲法上も信教の自由という特別な地位を与えられて、その内実とか独自性とか特質というものはどこにあるのかということ、社会に向かってはつきりとアピールしていかなくてはならないような立場に立っていると思います。そういう意味では単純に社会の流れがこうだから、全体の流れがこうだから宗教法人もこうあるべきとかいうのではなくて、むしろ宗教法人はなぜ独自の立場で優遇されてそして、社会の中で期待されている役割を發揮しているのかということ、あるいは意味では団体として活動する時には、ガバナンスとかディスクロージャーとかそういうところをきっちりと自分たちで律していくことが大切です。そして、税金の問題も、それだけ優遇されるに値する存在として、社会の中でアピールを少なくともしなくてはならないだろうという感じを持ちました。そして、先

生方には尽きない議論、あるいは私なんかが参加してご迷惑をおかけしたかもしれないませんが、やはりこれだけの制度改革や法の改正の動きが、宗教法人にとっても無関係な話してはなくて、むしろ直接間接に非常に大きな問題が出てくるだろうということがはっきりしたわけです。ですから、そういう意味でも、ぜひ来年の3月の宗教法制研究会では、実務的にも理論的にもこの問題を、とくに公益法人制度改革の中で、税制上の優遇措置、取り扱いを非営利法人という形になっていったときに、準則主義だとかそういう意味での入り口が緩められているわけですが、その中で税法上の取り扱いが今後大きな焦点になってくると思います。その問題を出来れば取り上げたいと理事会でも話しているところですが、ここにご参加の皆様いかがでしょうか（拍手）。

どうもありがとうございます。無理やりに御挿入いただくような形ですが、石村先生、玉國先生にもご参加いただいて、出来れば宗教法人の側の方からもこの問題について非常に関心のある方がいらっしゃれば、現場でのいろいろなご意見とかを報告していただいて、そのような形で3月にやらせていただきたいと思います。長谷川先生が中心になって宗教法制研究会で企画等をさせていただいておりますので、事務局にご要請くださればと思います。

時間等もありまして、十分な議論や質疑応答の時間が限られておりましたけれども、今回の企画の趣旨は先程お話ししましたように、他の法人と宗教法人との違い、そして今後の法人制度の中でどのように位置づけられて、課税上の優遇措置等を見直しや議論がされているのは間違いないことですから、その宗教法人の独自性とか憲法で保障されている信教の自由を実質化するためにさらに議論を深めて社会に対しても非常にわかりやすいように宗教法人の存在をアピールできる機会が生まれてくれればいいかと思っております。本日は大変にありがとうございました。

## 司会

どうもありがとうございました。司会の不慣れであちこち議論が飛びましたが、何とか時間内に皆さんのご協力で終わることが出来ました。大変にありがとうございました。